

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 後藤 朋子 執行委員長から、令和3年11月16日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年11月17日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

年末一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

令和3年11月27日（土）午前零時以降、要求書解決に至る間

3 争議行為の場所

「鹿島病院職員組合」

(1) 鹿嶋市平井1129-2 鹿島病院

「茨城民主医療機関労働組合」

(1) 水戸市城南3-15-17 茨城保健生活協同組合本部

(2) 水戸市城南3-15-17 城南病院

(3) 水戸市城南3-15-8 城南病院附属クリニック

(4) 水戸市城南3-15-7 生協会館2階 訪問看護ステーション虹

(5) 水戸市城南3-15-7 生協会館2階 城南居宅介護支援事業所

(6) 水戸市平須町1819 水戸共立診療所

(7) 水戸市住吉町57-2 看護小規模多機能型居宅介護事業所そらいろ

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

(1) 鹿島病院職員組合 執行委員長 大内 努

(2) 茨城民主医療機関労働組合 執行委員長 宮原 順子